

(別紙 1－11)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。